

News Letter vol. 2

Contents

● 弁護士コラム	マリカー訴訟の判決概要	弁護士 拾井 美香
● 弁護士コラム	相続法も変わる！（前編）	弁護士 野崎 隆史
● 弁護士コラム	「あなた」を託する成年後見	弁護士 伊山 正和
● ミカリンの京都食べ歩き	四条木屋町「かのこ」に行ってきました！	

TOPICS Column

マリカー訴訟の判決概要

1. 訴訟の概要

任天堂株式会社（以下「任天堂」といいます。）が株式会社マリカー（訴訟中に商号変更・現商号：株式会社MARIモビリティ開発（以下「MARIモビリティ」といいます。））に対し、不正競争防止法等に基づき、「マリカー」という名称、スーパーマリオ等のゲームキャラクターのコスプレ衣装及び「maricar」等の文字を含むドメイン名の使用差止並びに損害賠償を求めていた裁判（以下「マリカー訴訟」といいます。）で、東京地方裁判所は、2018年9月27日、「マリカー」という標章やキャラクターのコスプレ衣装がMARIモビリティの需要者の間で、任天堂の商品等表示として広く知られていることを認定した上で、MARIモビリティに対し、標章、コスプレ衣装及びドメイン名の使用禁止、これらの標章や衣装を着用している人物が撮影されている動画の削除、損害賠償を命じました。

2. 判決の概要

マリカー訴訟では、任天堂の「マリオカート」の略称である「マリカー」が同社の商品等表示として広く認識されていると認め、他、「マリオカート」シリーズに登場するゲームキャラクター「マリオ」、「ルイージ」、「クッパ」及び「ヨッシー」についても、任天堂の商品等表示であり、需要者間で広く認識されていると認定しました。その上で、MARIモビリティが公道カートのレンタルにあたり顧客に貸与と

弁護士

拾井 美香



いう形でキャラクターのコスチュームを使用させる行為や従業員にコスチュームを着用させる行為がこれらのキャラクターを想起させ、任天堂の営業との間で混同を生じさせるとして、MARIモビリティが営業上の施設及び活動でこれらのコスチュームを使用することを禁止しています。

3. 最後に

その他にも、異なる商品・サービスである任天堂の商品（ゲームソフト）とMARIモビリティの公道カートのレンタル事業との間で混同のおそれがあるか、MARIモビリティが付した「注意、マリカーはゲーム『マリオカート』とは全く別物です」などのいわゆる打ち消し表示によって混同のおそれがなくなるか、MARIモビリティが保有する登録商標「マリカー」の抗弁の成否、MARIモビリティが任意に実施したアンケート結果についての評価、訴訟提起に係る報道がなされた後にMARIモビリティについてTwitterでなされた書き込みに関する評価等に関し、興味深い判断がなされており、今後の訴状実務にも大いに参考になるものです。

なお、本件は、MARIモビリティが知財高等裁判所に控訴しており、今後控訴審の判断も注目される所です。

相続法も変わる！(前編)

新時代に向け法改正が相次いでいます。生活や商取引の基本ルールである債権法の改正は2020年4月1日から施行されます。もちろん備えはばっちりですね！時効に法定利率に保証に債権譲渡に約款。え？チンプンカンプン？でも大丈夫！そんなときは私達に(こそと)ご相談ください。

1. 変わる相続法

債権法もとても大切ですが、今回は40年ぶりに変わる相続法についてご紹介します。改正相続法は原則として2019年7月12日までに施行されます。債権法よりも後に改正されたのに、債権法よりも先に施行されるものがあるんですよ。知っていましたか？そして、こちらも生活に直結する改正です。ノーマークだった方のために、エッセンスをギュッと絞ってお伝えします。改正点は大きく6つです。まずは項目をご紹介します。

- ①配偶者の居住権を保護するための方策
- ②遺産分割に関する見直し
- ③遺言制度に関する見直し
- ④遺留分制度に関する見直し
- ⑤相続の効力等に関する見直し
- ⑥相続人以外の貢献を考慮するための方策

では、順番に見ていきましょう。今回は前編なので、①と②をご紹介します。

2. ①配偶者の居住権を確保するための方策

大きく二つの制度が新設されます。

一つ目は、短期居住権と言われる制度です。たとえば亡き夫が妻の住んでいる家を第三者に遺贈してしまった場合、これまで残された妻は住む場所を失うという問題がありました。新制度では、最低でも6か月間は居住が確保されるようになります。二つ目は、長期居住権と言われる制度です。これまでは住んでいる家の所有権を相続した場合、

弁護士

野崎 隆史



その価値の分が受け取れる遺産からまるまる差し引かれるという問題がありました。遺産が家の他にわずかな現金や預貯金しかない場合、残された妻が家を単独で相続すると他の相続人が不満を募らせるという問題もありました。新制度では、残された妻は、所有権とは別に居住権のみ取得することで価値を調整することができるようになります。

3. ②遺産分割に関する見直し

大きく三つの制度が新設されます。

一つ目は、20年以上連れ添った夫婦間での家の贈与を保護する制度です。これまでは、夫が妻に住んでいる家を贈与したとしても、遺産の先渡しとして扱われるため、遺産分割を経て最終的に取得する財産の額は、結果的に贈与がなかった場合と同じ結論になるという問題がありました。新しい制度では、遺産の先渡しとして扱わないことになりましたので、家の贈与を受けた妻は多くの遺産を取得できるようになりました。

二つ目は、遺産分割前に預貯金の仮払いが受けられる制度です。平成28年の最高裁判例により、亡くなった親名義の預貯金は遺産分割をしなければ払い戻しが受けられませんでした。そのため、葬儀費用も立替えになっていました。新しい制度では、一定額については遺産分割前に仮払いが受けられるようになりました。

三つ目は、相続開始後の共同相続人による財産処分を是正する制度です。これまでは、特別受益のある相続人が遺産分割前に遺産を処分した場合、不公平な結果が生じていました。新しい制度では、遺産分割前に処分された財産を遺産に組み戻せるようになりました。

「あなた」を託する成年後見

弁護士

伊山 正和



平成時代は30年。皆さま、30年前の今ごろは、どうしておられましたか？

とある講演の冒頭で、そんな話題から始めたところ、お呼び頂いた主催者の方から、「私、まだ生まれていませんでした」と笑いながら言われてしまいました。ああそうか「年をとる」ってこういうことなんだなと、そういうことを感じる現在など、それぞれ30年前には想像さえしていませんでした。

人類の進歩と調和を目指した未来は、ほんの少しの期待外れなところに目をつぶれば、おおむねやりたいことを自由にできる世界となりました。自分のことは自分で決めるのが当たり前の時代に、もし自分のことを自分で決められなくなったときには、どうしたら良いのでしょうか。もしかすると、夫や妻、あるいは子どもたちが、あなたの代わりに大切なことを決めてくれるかもしれません。ですがそれって、法的にも通用するのでしょうか。そんなことを考えたことはありますか？

たとえば老後の支えのために土地建物を売却したいという場合、預貯金の管理が難しくなってきた場合、そもそも日常生活のためにサポートが必要になった場合。こういうことを自分自身で出来なくなっても、法律上の権限のある立場として、あなたのために契約や財産管理をしてくれる人を選んでもらえる制度があり、これを「成年後見制度」といいます。

成年後見制度には、後見、保佐、補助という3つの制度が用意されており、自分自身で財産を管理や処分をすることが全くできなくなってしまった場合には「後見」、全くできないわけではないけれども

常に誰かの援助が必要な場合には「保佐」、常というほどではないけれども、援助が必要なきもある場合には「補助」と区別されています。これらの制度によって、援助が必要な人のために、必要な範囲での財産の管理や処分の援助をする人を「成年後見人」「保佐人」「補助人」とそれぞれ呼んでおり、ひとくりに成年後見人ということもあります。

成年後見人は家庭裁判所が選任することとなり、もしあなた自身が必要を感じたら、自分自身で選任を申し立てることもできます。しかし、財産の管理や処分を自分自身ですることが難しくなっているのに、家庭裁判所で成年後見人の選任を求めるための手続きができるとは、ちょっと考えにくいことです。ですからほとんどの事例では、身近な親族の人が本人のために成年後見人の選任を求めるための手続きをしています。

もともと今すぐではなく、将来に必要となったときには、是非ともこの人に成年後見人になって欲しいということであれば、その人との間で特別な契約をしておけば、いよいよ成年後見人としての援助が必要となった時点で、希望した人に成年後見人を任せることもできます。この契約を「任意後見契約」といい、公正証書で契約書を作っておきます。

生き方を自分自身で選べるこの時代だからこそ、誰かに自分自身を託すことや、それを誰にするのかも自分自身で決める。成年後見制度は、生き方選びの一つの方法です。

Seminar Information

セミナー開催の お知らせ

京都総合法律事務所では、社会保険労務士等の士業のみなさまや顧問をさせていただいている企業のみなさまに向けたセミナーを開催しております。

1/15(火) 16時～
士業向け
残業代請求対応セミナー

2/13(水) 16時～
士業向け
就業規則 失敗事例セミナー

2/21(木) 16時～
顧問先・経営者向け
民法改正セミナー

弁護士が使用者側の観点から時流に沿った労務トラブル等を取り上げます。各分野に精通した弁護士が責任をもって講師を務め、実際の紛争トラブルを踏まえたポイントを解説いたします。少人数の勉強会形式なので気軽に質問でき、理解を深めることができることが特徴となっております。セミナー後には懇親会も企画しております。ぜひご参加ください。

参加申し込み・お問い合わせ TEL: 075-256-2560

ミカリンの京都食べ歩き

四条木屋町「かのこ」に行ってきました！

すき焼きの老舗「かのこ」は四条木屋町を少し下がったところにあります。お店は昭和風の趣のある建物で、店の裏手は鴨川になっており、窓から鴨川を眺めることができます。完全個室で、なんと和装の中居さんが手際よく調理してくれます！

最初に鉄鍋にばらばらとざらめを敷き、ざらめが熱くなったらその上に肉をかぶせます。肉は徳島県産でした。

ざらめが溶けて肉と絡み合ったら、しょうゆを入れます。肉に火が通り、しょうゆと絡み合ったら、まず肉だけいただきます。卵は肉を焼いている間に中居さんが溶いてくれます。卵に肉を入れ、ぱくり。甘辛くて、柔らかく、ジューシーなお肉が口の中で溶けて最高でした！

2回目からは野菜と一緒に焼きます。割り下に肉の旨味がしっかりと出ているので、しらたき、玉ねぎ、麩、豆腐などもおいしくいただけます。ビールもご飯も進みます！お値段も納得でした。



法律相談のご予約は

075-256-2560

受付時間：平日 9:00 - 18:00



京都総合法律事務所

京都市中京区河原町二条南西角
河原町二条ビル 5階